

3 輸国第 3 1 7 7 号

関税割当公表第 T R Q - 18 号

「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」に基づく  
令和 4 年度の低脂肪調製食用脂の関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日EU協定」という。）に基づく割当ての対象となる低脂肪調製食用脂の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和 3 年11月30日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限

1 割当対象物品 低脂肪調製食用脂（2106.90.291）

（日EU協定 附属書 2 - A 第 3 編 第 B 節 1 9 に掲げる T R Q - 1 8 の調製食用脂であって、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第 2 1 0 6 . 9 0 号の 2 の（2）の E の（b）のイに掲げる物品（第 0 4 . 0 5 項の物品の含有量が全重量の 1 5 % を超え 3 0 % 未満のものに限る。））

2 合計割当数量 4 4 0 t

3 通関期限 令和 5 年 3 月 3 1 日

第 2 関税割当申請書（農林水産省共通申請サービスによる電子申請を含む。以下同じ。）の受付の担当課

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課（以下「受付担当課」という。）

### 第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

### 第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

#### 1 提出期間（直接持ち込みの場合は、行政機関の休日を除く。）

(1) 令和3年12月13日（月）から令和4年1月14日（金）まで

(2) 令和4年7月19日（火）から同年7月25日（月）まで

(3) 令和4年12月13日（火）から同年12月19日（月）まで

ただし、(2) 及び (3) に掲げる期間にあつては、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てにおいて生じた残数量及び各期間の開始日の3週間前の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日。）の午後4時までに返還された割当数量の合計（以下「割当可能数量」という。）が1 t 以上ある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

なお、(2) 及び (3) に掲げる期間における割当ての実施の有無及び実施する場合の割当可能数量は、各期間の開始日の2週間前の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日。）の午後2時までに農林水産省ホームページ（以下「当省ウェブサイト」という。）において公表する。

#### 2 提出時間 直接持ち込みの場合は、午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時までとする。

### 第5 関税割当申請者の資格

低脂肪調製食用脂の使用、販売若しくは輸入を事業目的とする法人、これらの者を構成員とする団体又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人事業者であつて、法人においては登記事項証明書の目的欄、法人格を有さない団体においては団体規約の目的欄、個人事業者においては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において、低脂肪調製食用脂の使用、販売若しくは輸入を行う事業者であることが確認可能な記載のあるものに限る。

### 第6 関税割当申請書等の提出方法

以下の1から3のいずれかの方法により提出することができる。

1 農林水産省共通申請サービスによる提出

農林水産省共通申請サービスサイトにアクセスし、申請を行う（以下「電子申請」という。）。

2 書面による提出

(1) 直接持ち込む場合

第2の受付の担当課へ持参する。

(2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付する。

なお、第4の1の各提出期間内に当省必着とする。

(宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課油脂類係宛

3 電子メールによる提出

件名を「TRQ-18：関税割当申請書類の提出（申請者名）」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載することとする。

(宛先)

seizo\_kanzeiwariate@maff.go.jp

第7 提出書類

1 関税割当申請書（省令別記様式第1）

ただし、電子申請の場合は、添付を必要としない。

2 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の低脂肪調製食用脂の輸入実績数量等一覧表（令和4年3月末見込みを含む。）（別記様式1）

3 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の低脂肪調製食用脂の輸入計画数量等一覧表（申請時までの輸入実績を含む。）（別記様式2）

4 法人にあつては登記事項証明書（写）、法人格を有さない団体にあつては団体規約の写し、個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じた

もの。)

5 低脂肪調製食用脂の輸入を確認できる書類

(1) 関税割当申請者が自ら低脂肪調製食用脂を輸入する場合

低脂肪調製食用脂の輸入を確認できる書類（発注内示書（写）等）

(2) 関税割当申請者が低脂肪調製食用脂の輸入を委託する場合

低脂肪調製食用脂の輸入受託者との当該物品の売買契約を確認できる書類（売買契約書（写）等）

6 低脂肪調製食用脂の輸入後の使用又は販売を確認できる書類

(1) 低脂肪調製食用脂を使用する場合

低脂肪調製食用脂を原料とした食品等の製造計画数量等一覧表（別記様式3）

(2) 低脂肪調製食用脂を販売する場合

① 自ら店頭販売する場合

ア 販売予定店舗一覧表（別記様式4）

イ 販売予定店舗の写真（販売の様子が分かるもの）

② 自ら他社等へ販売する場合（①に該当しない場合）

ア 販売予定先の購入意思を証明する書類

イ 販売予定先に低脂肪調製食用脂が販売されたことを証明する書類（販売先への納品書（写）等）

ただし、契約未締結により、関税割当申請書の提出期間にこれらの書類を提出できない場合にあつては、契約締結後速やかに当該書類を提出する旨を約した文書（別紙）の提出に代えることができる。

ただし、前年度において本関税割当ての関税割当申請書を提出した者であつて、申請時点において、4の書類の内容に変更のないものについては、4の書類の添付を必要としない。また、本公表により2件以上申請する場合であつて、2から6までの書類の内容に変更のないものは、2件目以降は2から6までの書類の添付を必要としない。

なお、上記書類に加え、申請の際、別添の「申請に係る問い合わせ先」に記

入して提出すること。

## 第8 割当基準

### 1 第4の1の(1)に掲げる期間

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、1申請者当たりの申請数量は、88t又は令和4年度の使用（販売）計画数量のいずれか少ない数量を上限とし、1つの使用（販売）計画に対して重複した関税割当申請書を提出した者は、重複していることを確認したすべての関税割当申請を無効とする。

#### (1) 申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

#### (2) 申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量を超える場合

提出期間内に申請した者は同着とみなし、抽選により申請順位を定め、上位の者から割り当てる。

また、合計割当数量の残数量が申請順の次点申請者の申請数量を満たさない場合は、当該次点申請者に合計割当数量の残数量を割り当てる。

なお、抽選の実施については、令和4年1月19日（水）（午後2時まで）に当省ウェブサイトにおいて公表する。

### 2 第4の1の(2)及び(3)に掲げる各期間

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、第4の1の(2)に掲げる期間における1申請者当たりの申請数量は、88t、使用（販売）計画数量（令和4年8月初日から令和5年3月末日までの間）又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限とし、第4の1の(3)に掲げる期間における1申請者当たりの申請数量は、使用（販売）計画数量（令和5年1月初日から同年3月末日までの間）又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限とし、1つの使用（販売）計画に対して重複した関税割当申請書を提出した者は、重複していることを確認したすべての関税割当申請を無効とする。

なお、既に割当てを受けている申請者の使用（販売）計画数量は、使用（販売）計画数量から、割当数量の残存数量を差し引いた数量とする。

(1) 申請数量の総計が割当可能数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が割当可能数量を超える場合

提出期間内に申請した者は同着とみなし、抽選により申請順位を定め、上位の者から割り当てる。

また、割当可能数量の残数量が申請順の次点申請者の申請数量を満たさない場合は、当該次点申請者に割当可能数量の残数量を割り当てる。

なお、抽選の実施については、第4の1の(2)に掲げる期間に行われた申請にあつては令和4年7月28日(木)午後2時まで、第4の1の(3)に掲げる期間に行われた申請にあつては令和4年12月22日(木)午後2時まで当省ウェブサイトにおいて公表する。

3 令和2年度に低脂肪調製食用脂の割当てを受けた者のうち、当初割当てを受けた数量と関税割当証明書によって確認された輸入通関数量から消化率を算出し、その消化率が9割未満の者は、第4の1の(1)及び(2)に掲げる期間における申請可能な数量(※)の合計は、令和2年度の消化率の算出に用いた通関数量を限度とする。第4の1の(3)に掲げる期間においても、原則として、同様とする。なお、令和2年11月24日(火)までに返還された割当数量は、消化率計算の際においては、当初割当てを受けた数量に含めないものとする。

(※) 令和4年度の割当てにおいて抽選により削減され又は外れた場合、その削減され又は外れた数量は含めない。

## 第9 割当結果の通知、関税割当証明書の交付及びその停止

1 関税割当証明書は、第4の1の(1)に掲げる期間に行われた申請については、当該年度の割当期間の開始日(行政機関の休日に当たる場合は、翌開庁日)に発給する(ただし、令和3年度に割当てを受け関税割当証明書を未返納の者は、当該関税割当証明書が返納されるまで関税割当証明書を交付しない。)ものとし、第4の1の(2)及び(3)に掲げる期間に行われた申請については、原則として各期間の最終日又は抽選を実施する日のいずれか遅い

日の翌日から起算して15日（行政機関の休日は算入しない。）以内に発給するものとする。

なお、第4の1の(1)に掲げる期間に行われた申請に対する割当結果は、割当期間の開始の4週間前までに当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を、割当期間の開始までに連絡するものとする。第4の1の(2)及び(3)に掲げる期間に行われた申請に対する割当結果は、関税割当証明書の発給の日までに、当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を連絡するものとする。

## 2 関税割当証明書の郵送等による交付

関税割当証明書の交付は、1の発給の日以降、原則として、郵便書留等の追跡可能な方法により行う。

## 3 関税割当証明書の交付は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

- (1) 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。
- (2) 申請者が本公表に違反したとき。
- (3) 申請者が虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める関税割当申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、その他の関税割当てに関する書類又は報告）をしたとき。

## 第10 公表

### 1 次に掲げる事項を当省ウェブサイトにおいて定期的に公表する。

- (1) 割り当てられた数量
- (2) 返還された数量
- (3) 消化（割当）率（第1の2に掲げる合計割当数量に対する割り当てられた数量）
- (4) 再割当てに供する数量（割当可能数量）
- (5) 割当てを受けた者の氏名又は名称及び住所

- 2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

## 第11 報告

割当てを受けた者が、関税割当てに関して法令に違反した場合は、速やかに報告するものとする。

## 第12 その他

- 1 書面による提出において、関税割当申請書及びその他の添付書類の提出部数は1通とする。また、割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は書面による提出において、1通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、書面又はメールによる提出において、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について(平成17年4月1日付け16国際第1297号)によるものとする。
- 3 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。
- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は有効期間を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない(省令第4条)。返納は、原則として、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。また、割当数量を全て消化した関税割当証明書も同様とする。

なお、関税割当証明書を返納する際、関税割当数量を返還する場合は、「関税割当数量の返還について」(別記様式5)を提出するとともに、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)の申告添付登録(MSX)を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。



5 令和4年度に割当てを受けた者のうち、同年度に割当てを受けた全ての低脂肪調製食用脂の関税割当証明書によって確認された通関数量の合計から算出される消化率(注)が9割未満の者は、令和6年度における申請可能な数量(※)の合計は、令和4年度の消化率の算出に用いた通関数量を使用可能な月数(複数枚の割当てを受けた場合は、最も長い月数。なお、発給月が1日でもあれば繰り上げる。)で除し、関税割当証明書の発給日から使用可能な月数を乗じた数量を限度とする。なお、算出された数量のうち1kgに満たない端数は、これを切り捨てる。

(※) 令和6年度の割当てにおいて抽選により削減され又は外れた場合、その削減され又は外れた数量は含めない。

ただし、令和4年11月22日(火)午後4時までに返還された割当数量は、消化率計算の対象としない。

(注) 
$$\text{消化率} = \frac{\text{令和4年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書によって確認された通関数量の合計}}{\text{令和4年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書における割当数量の合計}}$$

6 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

7 割当てを受け輸入した物品については、必要に応じその輸入、使用、販売状況等の調査を行うものとし、割当てを受けた者は、当該調査に協力するものとする。